

平成23年度県の関与の問題事例アンケートに係る改善要望及び対応の要旨

項目・問題点・改善要望	指摘に対する改善方策・対応等
<p>1 県民税収納事務（収納率向上対策等）についての見直し</p> <p>（問題点） 各市町村の収納率の低下は、県の歳入に影響をもたらすものであるが、県の担当課（市町村課・税務課・県税事務所）において、収納率の改善に向けた資料の提出、会議及びヒアリングが相当あるように感じられる。</p> <p>（改善要望） 市町村課・税務課・県税事務所で、資料、会議及びヒアリング等の調整を行い、類似しているものは1つに統一して欲しい。</p>	<p>【担当課：市町村課、税務課】 現在定期的にお問い合わせしている資料等の状況は、以下のとおりであり、直ちに見直すのが困難なものもありますが、今後とも市町村の事務負担に配慮しながら、事務を進めます。 資料の提出については、例月、各県税事務所あて賦課状況に関する報告書を、市町村課あて目標管理シートを提出いただいておりますが、前者は徴収取扱費の算定等のため、後者は徴収率確保に係る目標の進捗状況を把握するため、ご報告いただいております、それぞれ目的が異なるものですので、ご理解願います。 会議については、平成21年度から県税事務所と市町村課が合同で徴収確保対策地区別会議を開催しています。また、各県税事務所において税務担当課長会議を開催しています。前者は徴収確保を図るため、各市町村の収税担当課長等を対象に開催しているのに対し、後者は年度当初に業務計画の説明等を行うため、課税担当・収税担当課長を対象に開催しているものであり、目的・対象が異なるものですので、ご理解願います。 ヒアリングについては、市町村課による目標管理ヒアリング、県税事務所による合同滞納整理実施のためのヒアリングを行っていますが、市町村課ヒアリングが全市町村（第2回目以降は徴収率低位団体等）を対象にしているのに対し、県税事務所のヒアリングは合同滞納整理を実施する市町村を対象にしており、それぞれ目的・内容も異なるものですので、ご理解願います。 なお、会議・ヒアリング時の提出資料等については、これまででも必要最小限のものをお願いしていましたが、可能なものについては共通化を図っていきます。</p>
<p>2 大好きいばらきネットワーカーに関する事務についての見直し</p> <p>（問題点） 大好きいばらき県民会議では、地域の連携役として活躍していただく方をネットワーカーとして委嘱しているが、委嘱に際しては、県の協議会にも係わらず、市町村の推薦が必要となっている。 また、ネットワーカーが市町村単位で組織する協議会に対して、大好きいばらき県民会議から活動の助成金を交付しているが、交付にあたっての申請書類は市町村を経由して申請することとなっている。</p> <p>（改善要望） 県民運動のネットワーカーの委嘱や補助金交付事務が市町村にとっては主体でないにもかかわらず、過度な義務付け・依頼となっている。決して市町村を経由する必要はないので、やめてもらいたい。 なお、県民運動やネットワーカーを否定するものではない。</p>	<p>【担当課：生活文化課県民運動推進室】 大好き いばらき 県民運動は、県民、団体、企業、行政が手をつないで支えあい、「やさしさとふれあいのある茨城づくり」を進めることを目的として推進しており、各市町村には県民会議の会員としてご賛同いただいております。 ネットワーカーには、各地域における県民運動の県民への発信・普及・実践・調整といった役割が期待されており、こうしたことは、普段の地域活動を基盤として行われる活動であることから、活発なネットワーカー活動のためには、地域活動の活性化を推進している市町村からの推薦をお願いしたいと考えています。 助成金の申請における市町村長経由につきましては、現在の補助審査機関的なあり方を改め、経由を行わない方向で検討してまいります。経由しない場合においても、「新しい公共」の観点から、市町村に対し、ネットワーカー協議会の事業内容について情報提供を行っていきます。</p>
<p>3 療育手帳交付申請事務についての見直し</p> <p>（問題点） 療育手帳の有効期限については、交付日から10年後などと極端に長期のものがあり、市窓口では「再判定時期を失念してしまう」という苦情を多く受けている。 このため、運営要領第5の項では、市福祉事務所の長等が再判定の時期を本人又は保護者に指導するものとされており、本市においても、初回手帳交付の際に窓口で案内するほか、再判定結果確認通知書を郵送する際にも次回再判定時期を書面で通知しているが、これに加えて、再判定時期から数ヶ月程度前に改めて通知することが必要と考えられる。 これら再判定時期の案内事務については、再判定を実際に行っている県において直接対象者に案内を行うほうがより合理的であるほか、そもそも業務に要する予算は市町村に交付されておらず、運営要領第5の項の規定は県の事務負担を市町村に転嫁するものである疑いがある。ことに、再判定結果確認通知書の郵送にあわせた案内に関しては、再判定結果確認通知書の郵送は市が行うが、同時に行う療育手帳の送付は県が直接行うなど、非効率的な運営がなされている。</p> <p>（改善要望） 運営要領第5の項の規定を見直し、県において再判定時期を適宜通知し、県民の苦情がないよう努めてほしい。</p>	<p>【担当課：障害福祉課】 療育手帳は、知的障害児（者）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために交付しています。 茨城県療育手帳制度運営要領第5（1）において、「障害の程度の確認（以下「再判定」という。）は、前回の判定の際に次の判定年月として示された時期に行うこととし、市福祉事務所の長及び町村長は、手帳の交付を受けた者又はその保護者にその旨指導するものとする。」としています。 障害者自立支援法第2条においては「市町村は、障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと」とされています。 また、知的障害者福祉法第9条においては、「知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護はその知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。」とされています。 療育手帳の交付を受けた者やその保護者等にとって、更生援護の実施者であり、また身近な相談機関でもある市町村において、障害者等の福祉に関する必要な指導として、今後も引き続き再判定についての指導をお願いします。</p>
<p>4 療育手帳制度関連事務についての見直し</p> <p>（問題点） 県運営要領では各種届出を受理したときは知事に「進達」するものとするとして定めているが、「進達」とは上申書など下からの書類を取り次いで上級官庁に届けることを意味しており、地方自治法において位置づけられている県と市町村は対等・協力の関係であるという趣旨に鑑みると不適切である。</p> <p>（改善要望） 地方自治法の趣旨に鑑み、適切な表現に修正してほしい。</p>	<p>【担当課：障害福祉課】 現在、茨城県療育手帳制度運営要領において市町村が県知事に「進達する」としている部分については、地方自治法の趣旨に鑑み、「送付する」等の適切な表現に変更します。</p>

<p>5 特別児童扶養手当市町村取扱事務についての見直し</p> <p>(問題点) 特別児童扶養手当については、法第38条第1項により、支給に関する事務の一部は市町村長が行うこととなっており、受給者の不服申し立てに関する事務についても同様に、市町村から県南県民センターを経由して県障害福祉課に提出している。 昨年度、当市の受給者が、不服申し立てを行った事例があり、申立日から約1年が経過したにもかかわらず、県障害福祉課・県南県民センターに確認しても、明確な回答がないため、市の窓口対応等でトラブルになっている。 各種手当等の認定に関しては、権利・利益に密接に関係するものであり、また、受給者に対して、十分な説明責任を伴う必要性が高いと考えられるが、現状では、市が責任を持った対応ができていない状況となっている。</p> <p>(改善要望) 特別児童扶養手当に関する不服申し立ての事務は、「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の規定に基づく、市町村が処理する事務の範囲にも含まれていない事務である。この不服申し立ての事務を市町村経由にしていることは、本来の手続きによらないものであり、県が直接行うよう改善してほしい。</p>	<p>【担当課：障害福祉課】 特別児童扶養手当に係る市町村事務については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法律」という。）第38条の規定により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）第13条第1項から第5項に規定されているとおりであり、（市町村の事務において）不服申し立てに係る事務取扱の規定はなく、具体的には、特別児童扶養手当の認定請求等に対する処分に係る不服申し立てについては県障害福祉課が行っており、また、不服申立人に対しての手続きに係る説明等は、認定処分を行っている県の各県民センター及び福祉相談センター（「以下「県民センター等」という。）において（県が）市町村を経由せず直接実施しているものです。 以上の事務手続きに関して、全市町村に周知（確認）を図るとともに、県障害福祉課及び県民センター等において不服申し立てに係る対応を徹底してまいりたいと考えています。</p>
<p>6 いばらき身障者等用駐車場利用制度に基づく駐車場利用証の交付事務についての見直し</p> <p>(問題点) 本件制度に係る根拠（県の条例・規則であるのか、任意の依頼であるのか）が不明確であり、利用証の発行主体が県であるのか市町村であるのかも不明確である。 利用証の作成費用は、初年度については市町村の負担はないものの、次年度以降については、市町村が負担するというのは不当ではないか。 また、利用証の交付基準の「歩行困難」についての判断は、「職員等ではなく本人が行う」との県の見解であるが、これでは基準とする意味がないのではないか。当市窓口を来訪した聴覚障害者からは、「他種別の障害者（肢体不自由者など）は無条件に交付されるのではないか」とのクレームを受けたことがある。なお、県では「聴覚障害については（中略）関係団体からの要望等を踏まえ対象とした」としている以上、県の責任において聴覚障害者団体に制度の趣旨を周知すべきものではないか。</p> <p>(改善要望) 制度の導入に当たっては、事前に、市町村（必ずしも全市町村である必要はない）と県とでワーキングチームを設け、十分に検討してほしい。 大分県における本件類似制度では、市町村は申請書の受付を行い、利用証の交付は県（から受託した県社会福祉協議会）が行っている。本県においても、このような方法は十分に採用できるのではないか。</p>	<p>【担当課：厚生総務課】 本制度の導入に際しましては、各市町村単位での事業実施も可能ではありますが、いばらきの快適な社会づくり基本条例や茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の趣旨に鑑み、県の関与のもと、県内全域で一律の基準により実施した方が、速やかな制度の導入とより効果的・効率的な運用ができるものと考えたところです。 一方、全てを県が実施するのではなく、県と市町村が協力して実施すべき制度であると考え、それぞれの役割分担として、県が制度設計や広域的な広報等を行い、費用面を含め制度の実施にご賛同いただく市町村には、利用者の利便性等を考慮し、利用証の申請や交付事務等をお願いしたところです。 利用証の交付基準である「歩行困難」の判断につきましては、客観的な基準の設定は難しいものですが、制度を利用しやすくすることを優先し、本人からの申し出としたところです。 本制度の導入に際し一部の市町村を含め設置したワーキングチームや、各市町村からいただいた意見等につきましては、県民にとって利用しやすい制度となるよう、必要に応じて検討を行いますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。 また、市町村から意見の多かった関係団体や施設設置者等への周知徹底につきましては、現在、大規模商業施設等に対する個別訪問を実施し、制度の趣旨等を丁寧に説明しているところであり、引き続き、周知に努めます。 なお、利用証の申請と交付の窓口を別とすることは、利用者に混乱を来す恐れもあり、利便性の点からも現行どおり市町村での実施をお願いします。また、利用証交付台帳の提出につきましては、個人情報保護に関する規定等にも留意し、円滑な制度運用を図るうえで、どのような方法が適切か検討したいと考えています。</p>
<p>7 いばらき身障者等用駐車場利用証の交付及び実績報告等についての見直し</p> <p>(問題点) 県要項では利用証の申請・交付窓口を市町村と定めているが、事務の委託又は協定締結等を通じた市町村の同意を何ら得ておらず、あまつさえ県では初年度交付見込み枚数の利用証を市町村に配布する以外の財政措置を講じていない。そもそも本制度は広域的な観点から一定基準によるサービスを提供することが期待されており、県において事務を担うのが相当であるところ、現状では費用及び事務負担を一方的に市町村に転嫁するものとなっており、地方財政法第28条の趣旨にも反する。 本市は5月下旬に1回のみ開催された市町村説明会以降、(i) 交付対象として設定された障害の種別・等級等の範囲の妥当性について合理的説明が必要であること、(ii) 対象範囲の設定や利用証交付見込み数の積算に当たり身障者等の人数、身障者等用駐車場の現有台数等の把握が必要であること、(iii) 身障者等駐車場を保有する関係施設との協定締結又は個別周知により十分な理解を求めることが必要であること、等々の意見を再三にわたり提起しているが、県からは十分な回答がなかったほか、市からの資料提供の要望に応じず、関係施設への事前周知もほとんど実行しない等の不作為があった。この結果として、10月1日の制度施行後、申請者等からの苦情又は質問があるごとに県に照会し、又は市職員による詳細な説明を要する等、市の窓口業務に混乱を生じている。 県作成のマニュアルによれば、市町村は県に対し、四半期ごとに利用証交付台帳を添えて利用証の交付枚数を報告することとされている。台帳提出の目的については、申請状況の分析やアンケート送付に使用する旨口頭で確認しているが、特にアンケートに関しては、個人情報の収集目的を逸脱し、市個人情報保護条例に規定する外部提供の禁止規定に抵触するおそれ強い。また、そもそも本件事務が法令等に準ずる市町村の義務ではなく、単なる市町村の任意の協力によるものとするならば、報告すべき義務そのものが存在せず、過重な事務負担を強制するものとして不適切である。</p> <p>(改善要望) 県においても複数の申請窓口の開設や巡回啓発指導を行う等、事務負担を一方的に市町村に転嫁することなく主体的に事務を遂行するとともに、今後の市町村の事務負担の軽減及び所要の財源確保のための具体的な取組を直ちに検討し、実行してほしい。 また、制度施行後に明らかとなった課題・問題点を精査し、これまでに提出された各市町村からの意見・要望も尊重の上、制度の改善を図ってほしい。その際、特に窓口となる市町村への十分な説明、資料提供、意見表明機会の確保並びに県民及び関係施設への制度周知を図り、広く関係者の理解を得られるようにされたい。なお、市町村の意見提出に当たっては、県は市町村と対等・協力の関係にあることを踏まえ、対応されたい。 さらに、利用証交付台帳については、個人の住所、氏名のほか障害、疾病等の情報を含むことを十分に認識し、あらかじめ申請者の同意を得た場合を除くほか、その提出を市町村に強要することのないようにしてほしい。</p>	

<p>8 県単農道整備事業申請についての見直し</p> <p>(問題点) 当市で行っている県単農道整備事業の事業費は、県補助金 37.5%、市の一般財源 62.5%で、地元改良区や農家の費用負担はない。事業の内容は、当時圃場整備事業により整備された農道（砂利道）の舗装（道路敷地内舗装）のみを行うもので、農家所有の田畑を買収して新設の農道や農道の拡幅をおこなうものではない。 事業にあたっては、広範囲にわたって地権者からの事業同意書を添付しなければならないなど、また、中には事業同意が困難な地権者もおり本事業に見合わないほど事務量が増加してしまう。（以前は地権者の同意書の添付はなかった。）</p> <p>(改善要望) 国は、国庫補助事業にあたり事務の簡素化を推進しているところであり、県においても国の指導方針に基づき事務の簡素化を図り、事業が円滑に執行できるようお願いしたい。</p>	<p>【担当課：農村計画課】 県単土地改良事業は、小規模であります。土地改良法第2条2項及び第96条の2に規定されているため、手続が必要となっております。このことは県単土地改良事業実施要領第2の事業の実施条件に明示されており、県単土地改良事業を行う際にもこの法律に基づき実施することとなります。 なお、この度の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）の制定に伴い、土地改良法が一部改正され、市町村が土地改良事業を行う場合（市町村営事業）、これまで都道府県知事が行うこととされてきた「計画書の縦覧」「異議申立てに係わる対応」等の手続きは市町村が行うこととされ、これまでより迅速な事務の執行が図れることとなります。（施行日：平成23年11月30日）</p>
<p>9 農地転用許可に係る県農業会議への出席についての見直し</p> <p>(問題点) 農地転用許可をしようとするときは、県農業会議に職員が出席し 2,000 m²以上の案件については詳しい説明を行うが、2,000 m²未満については件数のみの説明であり職員が少ない状況で、職員が市町村会館まで時間と労力をかけて出席する必要性に疑問がある。</p> <p>(改善要望) 2,000 m²以上の説明案件がある市のみ出席すれば良いようにし、2,000 m²未満の案件は県農業会議事務局からの報告案件として、市の負担軽減を図ってほしい。</p>	<p>【担当課：農業政策課】 農地転用許可をしようとするときは、県農業会議の意見を聴くことが、法令（農地法）で規定されており、農地転用面積にかかわらず、県農業会議への諮問は必要と考えられます。 しかしながら、農地転用面積が少ない場合など権限移譲市の過度の負担となっている実情も見受けられますので、県としましては、権限移譲市へ負担が過度にならないよう、県農業会議と引き続き協議していきます。</p>
<p>10 建築確認申請の経由事務に伴う前面道路の確認印の押印についての見直し</p> <p>(問題点) 平成11年の建築基準法改正により民間の指定確認検査機関においても建築確認審査を行えるようになり、民間確認検査機関に申請される建築物については、市町村を経由せず審査が行われている。 年間の申請件数のうち95%以上が民間確認検査機関に申請されており、県と市で委託契約を締結している調査事務についても当初の目的に添えなくなっている。特に前面道路の確認については、市町村を経由し申請された建築物にのみ道路管理者の確認印を押印しており、民間に申請された案件は「現地調査表」を添付することで対応がなされている。</p> <p>(改善要望) 市町村経由で県に進達された申請書にも「現地調査表」が添付されており、あえて、道路管理者の確認印を押印する必要はないと思われるため、見直してほしい。</p>	<p>【担当課：建築指導課】 県が行う建築確認等については、住民の利便性を考慮し、申請窓口として市町村に書類の受理及び県への送付等をお願いしているところです。併せて、都市計画法上の用途地域や道路情報等に関しては、市町村で把握している情報について、記載内容の確認等をお願いしているものです。 「現地調査表」は、確認申請書の添付書類ではなく、県の行政指導により申請者等が必要な調査を行ったことを確認するため添付をお願いしているものであり、申請者等が作成したものであることから、建築確認を適正に行うためにその適否を確認する必要があります。市町村での前面道路の確認を省略した場合、県で有しない情報について、確認審査時に各市町村に照会する必要が生じることになります。 なお、指定確認検査機関が行う確認についても、建築基準法第77条の32第1項の規定により特定行政庁である県に照会があった場合は、同様に各市町村に照会することになります。 つきましては、今後とも適正な確認審査の実施のため、経由時における前面道路の確認等について、ご理解、ご協力をお願いします。</p>
<p>11 県教育庁所管の補助（委託）事業に係る事前説明についての見直し</p> <p>(問題点) 県の指導主事等が担当する補助（委託）事業（例：学びの広場サポートプラン、学校給食研究推進事業、理科支援員等配置事業、学校活性化支援事業など）について、実施しようとする前年度の予算編成時期に何ら説明がないまま、新年度に入ってからいきなり「事業実施をお願いします」と言われるケースが多い。このため、6月定例会に余儀なく、補正予算や関連条例の改正をせざるを得ない。</p> <p>(改善要望) 県も市町村も、予算及び関連例規の制定等の担保がなければ実施不可能である。これを踏まえ、例年教育庁総務課で主催する市町村教育関係予算編成指針説明会時に併せるか、別日程で、次年度の県単独補助事業や委託事業等に関する説明会を実施してほしい。当市の予算編成終了は遅くとも1月中旬である（他市町村も同時期であろう）ため、県においても十分な準備期間と周知徹底を図ってほしい。</p>	<p>【担当課：義務教育課、保健体育課】 県から市町村への補助事業・委託事業のうち、予算措置を要するものについては、今回の要望を踏まえ、今年度開催した市町村教育関係予算編成指針説明会（H23.11.18）において、説明を行ったところで、来年度以降も引き続き当該説明会において説明を行うとともに、その他の事業等についても丁寧な情報提供に努めていきます。 なお、学校給食研究推進事業については、前年度に学校給食研究推進校の募集を行い、該当市町村教育委員会及び公立小中学校の意向を踏まえ、対象校を1校選定しているところです。 事務手続き上、決定は3月頃に行っていますが、決定にあたっては、市町村教育委員会に対し丁寧な説明に努めていますが、今後は会計関係部署に対しても研究委託費の執行について説明を行っていきたいと考えています。 なお、平成24年度は、新規の学校給食研究推進校の募集を行う予定はありません。</p>